

労災保険財政懇談会

日時 令和6年9月30日(月)14:30～

場所 労働基準局第1会議室

議 事 次 第

- (1) 開会
- (2) 出席者紹介
- (3) 資料説明
- (4) 資料質疑及び意見聴取
- (5) まとめ
- (6) 閉会

議題

- (1) 責任準備金の算定方法
- (2) その他

配付資料

- 資料1 労災保険財政について
- 資料2 労災保険の責任準備金及び積立金について
- 資料3 関係法令
- 労災保険財政懇談会開催要綱

労災保険財政について

令和6年9月30日 労災保険財政懇談会資料

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養(補償)給付、複数事業労働者療養給付・・・必要な療養を給付
- 休業(補償)給付、複数事業労働者休業給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
- 障害(補償)給付、複数事業労働者障害給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
- 遺族(補償)給付、複数事業労働者遺族給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給

※2

※1: 給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2: 上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

○適用事業数	約297万事業場(令和5年度末)	○適用労働者数	約6,146万人(令和4年度末)
○新規受給者数	777,426人(令和4年度)	○年金受給者数	189,883人(令和5年度末)
○保険料収入	9,141億円(令和5年度)	○保険料収納率	98.7%(令和5年度)
○保険給付等	8,062億円(令和5年度決算額)	○社会復帰促進等事業	755億円(令和5年度決算額)

労災保険給付の主な内容

療養(補償)等給付

(2,513億円)

被災労働者が傷病を受けたことによる損害を填補するもの。

休業(補償)等給付

(993億円)

被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。

傷病(補償)等年金

(98億円)

被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。

障害(補償)等給付

(年金1,209億円、前払一時金6億円、
一時金293億円)

被災労働者がその受けた傷病の治癒後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。

遺族(補償)等給付

(年金1,733億円、前払一時金17億円、
一時金81億円)

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。

※()内は令和5年度の支払実績

労災保険経済概況

(単位: 億円)

区 分	元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)	4年度 (決算)	5年度 (決算)
① 収 入	12,036	12,332	11,746	11,779	12,277
うち 保 険 料 収 納 額	8,621	8,972	8,503	8,617	9,145
うち 利 子 収 入	1,203	1,118	1,061	1,018	980
うち 前年度より受入(支払備金等)	1,977	2,000	1,933	1,904	1,941
② 支 出	12,467	12,253	11,885	11,809	11,972
うち 保 険 給 付 費 等	8,496	8,243	8,138	8,023	8,062
うち 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	802	907	747	742	755
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)	2,000	1,933	1,904	1,941	1,928
決 算 上 の 収 支	△ 431	79	△ 139	△ 30	305
積 立 金 累 計 額	78,239	78,318	78,180	78,149	78,454

注) 1 労災保険の積立金は、労災年金受給者への将来の年金給付費用に充てる原資である。

(年金受給者数: 189,883人(令和5年度))

2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。

3 支出には、保険給付費等の当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災保険の積立金・責任準備金について

積立金について

- 労災保険の給付には、基本的に短期間で給付が終わる短期給付（療養補償給付、休業補償給付等）と、将来にわたって長期間給付を行う長期給付（遺族補償年金、障害補償年金等）があり、労災保険率を算定する際には、
 - 短期給付分については、3年間の収支が均衡する方式（純賦課方式）による
 - 長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収方式（充足賦課方式）によることとしている（労災保険率の設定に関する基本方針）。
- なお、労災保険率の設定に関する基本方針は平成17年3月25日に制定されたものであるが、充足賦課方式については、昭和61年に労働基準局長の私的研究会として発足された「労災保険財政研究会」の提言（※）に盛り込まれており、平成元年度の料率設定から採用されている。
 - ※提言 ・損害保険としての性質を持ち、それでいて、年金給付のある労災保険では、財政の健全性及び負担の公平性から、事故発生時に将来の年金給付の費用を全額積み立てておく充足賦課による財政方式を採用することが望ましい
 - ・事故発生時の事業主に給付に必要な費用の全部を原価で賦課する充足賦課方式を採用すべきである
- 特別会計に関する法律では、労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び特別支給金にあてるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとされているが、上記の充足賦課方式を採用してからは、運用上、将来の年金給付に要する費用として積算した金額（責任準備金。下記参照。）を目途に積み立てることとしてきた。
- なお、労災保険の積立金はすべて財政融資資金に預託しなければならない（財政融資資金法）ため、預託による利子収入を年金給付の財源に充てることができる。
- 令和5年度末の積立金の額： 7兆8,454億円 ※ 概ね責任準備金に見合った積立金を保有

責任準備金について

- 責任準備金の額は、**現に年金給付を受けている被災者又は遺族に対し、将来支払うこととなる年金給付総額の現在価値**を、保険数理に基づいて算出したものである。
- 令和5年度末における責任準備金の額： 7兆7,167億円

令和3年12月9日 行政改革推進会議

「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」(抄)

○労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償特別会計が、昭和47年に一元化され設置されたものである。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

本特別会計では、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）に基づき、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）に定める使用者の災害補償責任を担保するため、労災保険事業として、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っている。

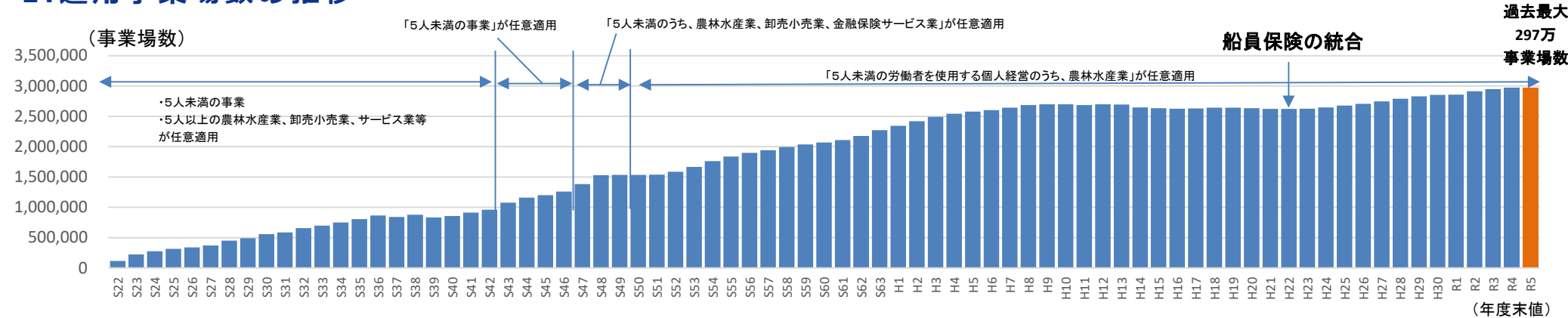
本勘定は、労災保険事業が事業主から徴収している保険料により行われることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

本勘定は、労災年金債務の履行に必要な原資（責任準備金）の財源として積立てを行っているが、責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。

（以下略）

適用事業場数及び適用労働者数の推移

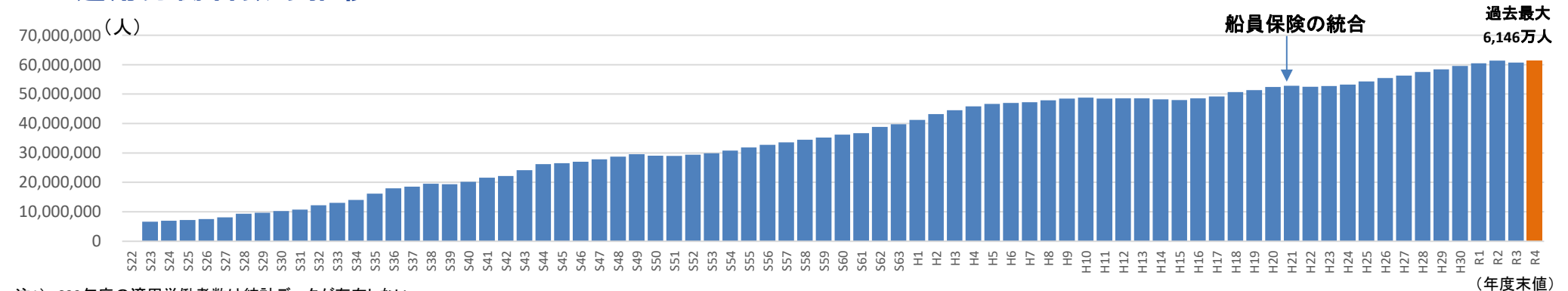
1. 適用事業場数の推移



注1) 労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の数。

注2) 継続一括事業は1事業場としている。第2種特別加入(1人親方等)の場合、特別加入の加入団体を1件として計上。有期事業は1現場を1事業場として計上。

2. 適用労働者数の推移

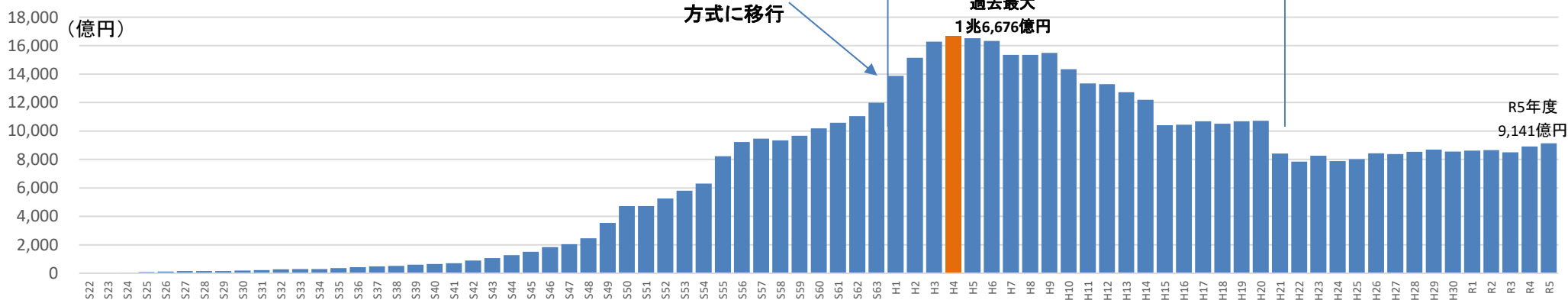


注1) S22年度の適用労働者数は統計データが存在しない。

注2) 労災保険適用事業の労働者、第1種特別加入者(中小事業主等)、第2種特別加入者(1人親方等)、第3種特別加入者(海外派遣)の数の合計。

保険料収納済額及び保険給付額等の推移

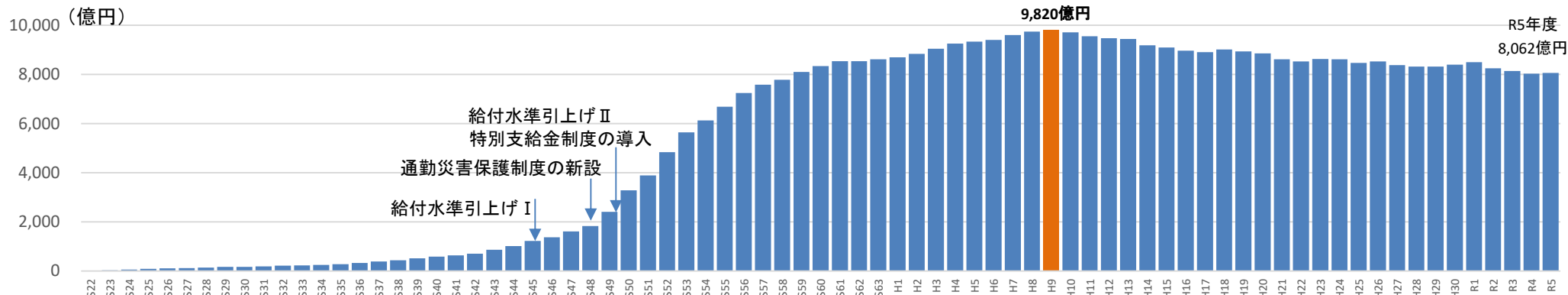
1. 保険料収納済額の推移



注1) 徴収決定済額に対し適用事業の事業主から納付があり、これを政府が収納した労働保険料のうち労災保険に係る額をいう。

注2) 特別加入者の納付分も含む。

2. 保険給付額等（本体給付と特別支給金）の推移

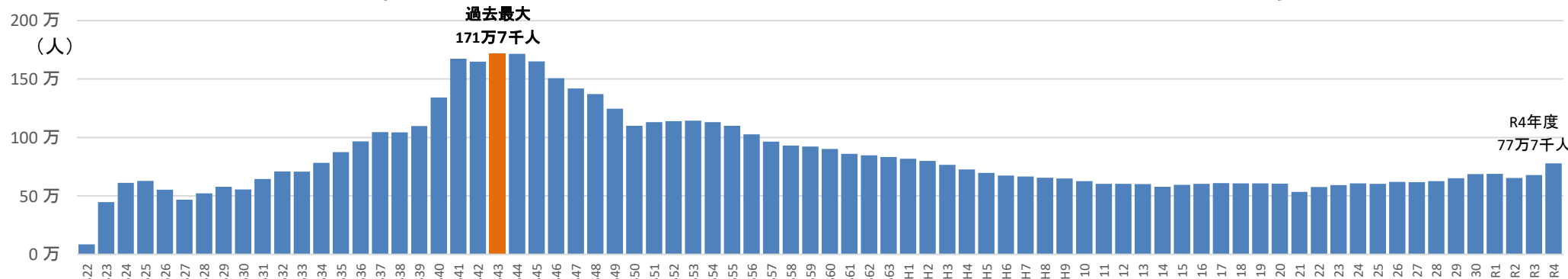


注) 保険給付額と特別支給金額の合計。特別加入者に係る給付も含む。

新規受給者数及び新規年金受給者数等の推移

1. 新規受給者数の推移

H21年度の船員保険統合では、船員保険法上の既裁定年金受給者に労災保険から給付することとしたものであることに鑑み、ここではH21年度の新規受給者数に船員統合分を計上しない整理としている。



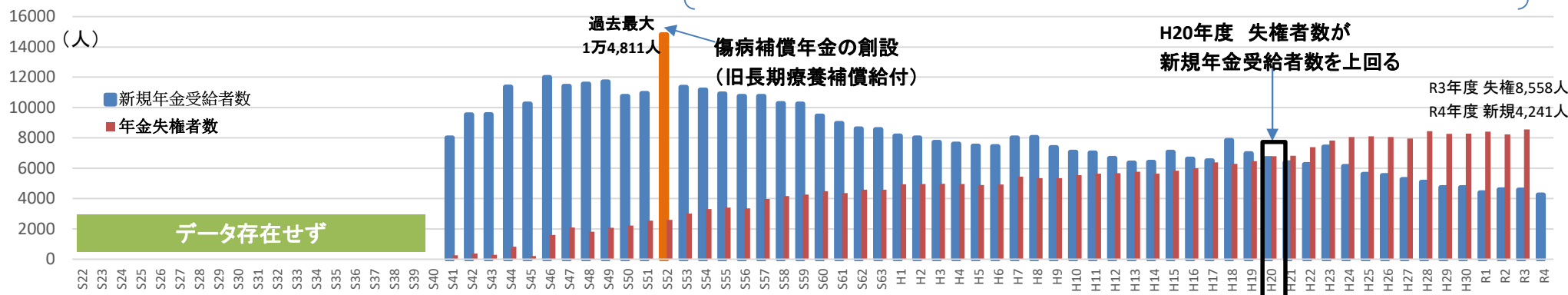
注1) 新たに療養補償給付の支払いを受けた者及び療養補償給付の支払いを受けずに葬祭料の支払いを受けた者の数を新規受給者数に集計。

注2) 同一年度であっても、異なる災害を原因として給付を受けた者は、それぞれ新規受給者数として取扱う。

注3) 初回に給付を受けた年度に計上しており、労働災害の発生年度には計上されない。

2. 新規年金受給者数及び年金失権者数の推移

H21年度の船員保険統合では、船員保険法上の既裁定年金受給者に労災保険から給付することとしたものであることに鑑み、ここではH21年度の新規年金受給者数に船員統合分を計上しない整理としている。



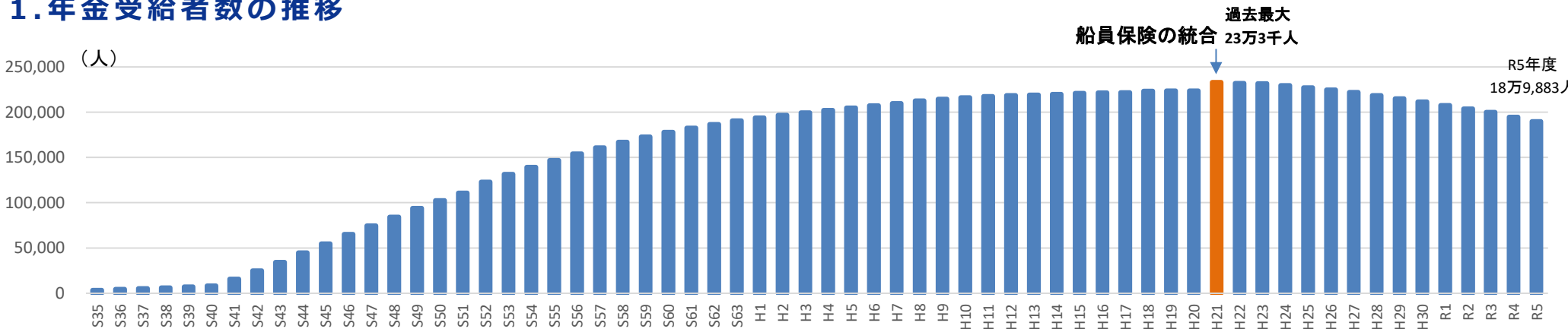
注1) 新規年金受給者数は、年金又は前払い一時金のいずれかを初めて受けた者の数。毎年2月年金支払期処理時点のデータ（ただし、遺族補償前払い一時金の新規数は当該年度の決算数値を使用）を集計。

注2) 当年度に存在する年金証書番号であって、前年度以前に存在せず、かつ傷病・障害（補償）年金については再発でないものを計上。

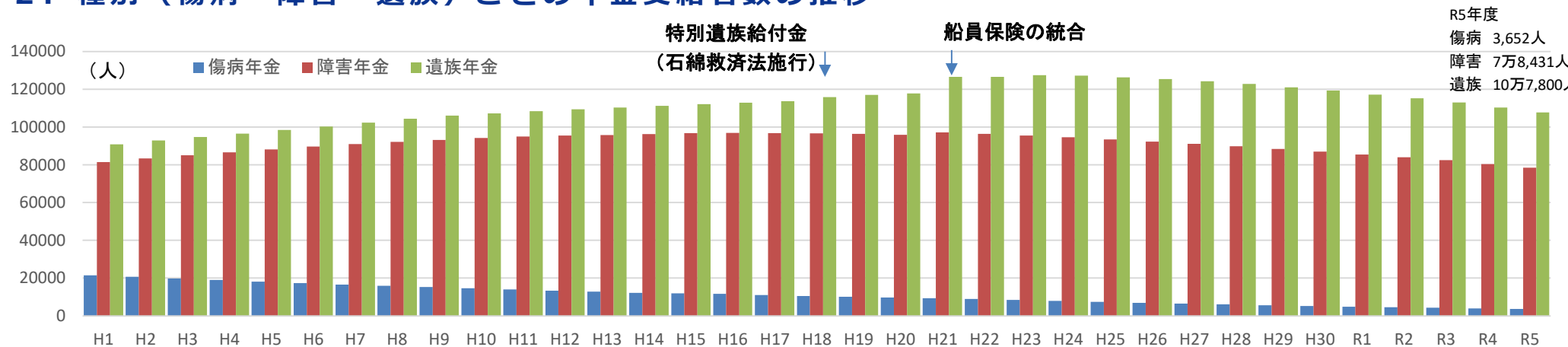
注3) 年金間の移行があった場合（傷病⇒遺族、障害⇒傷病等）には、変更後の年金の支給を受けたときに新規として計上されるが、同一年金間での変更（等級、傷病種類、遺族受給権者の変更等）は計上されない。

年金受給者数の推移

1. 年金受給者数の推移



2. 種別（傷病・障害・遺族）ごとの年金受給者数の推移



注1) 平成18年度より特別遺族給付金の受給者を遺族年金受給者数に含む。石綿にさらされる業務に従事することにより石綿を原因とする中皮腫や肺がん等にかかり、これにより石綿救済法の施行日の前日(平成18年3月26日。直近の改正により令和8年3月26日まで拡大。)までに亡くなった労働者のご遺族の方について、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅していた場合にその請求に基づき支給。

労災保険の責任準備金 及び積立金について

令和6年9月30日 労災保険財政懇談会資料

令和5年度末責任準備金の算定について(1)

1 責任準備金の推移

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	対前年度比較	
						(億円)	(%)
積立金	7兆8,239億円	7兆8,318億円	7兆8,180億円	7兆8,149億円	7兆8,454億円	305	0.39
責任準備金	7兆6,344億円	7兆5,048億円	7兆3,539億円	7兆7,541億円	7兆7,167億円	△373	△0.5
充足率(%)	102.5	104.4	106.3	100.8	101.7	-	-
積立金と責任準備金との差額	1,895億円	3,270億円	4,641億円	608億円	1,287億円	679	-

内訳

(単位:億円)

責任準備金 合計	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族 年金(石綿)	傷病・障害年金 →遺族へ移行分
	小計	じん肺	せき損	その他	小計	1～3級	4～7級			
77,167	2,390	431	927	1,031	26,401	8,495	17,906	46,416	444	1,516

令和5年度末責任準備金の算定について(2)

1 新規受給者数

(単位:人)

	新規受給者数	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級		
5年度	4,349	333	133	63	137	1,622	541	1,081	2,287	107
4年度	4,241	354	129	69	156	1,578	564	1,014	2,211	98
差	108	△21	-	-	-	44	-	-	76	9

2 年度末現在受給者数

(単位:人)

	年度末受給者数	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級		
5年度	189,883	3,652	1,072	1,326	1,254	78,431	16,971	61,460	106,812	988
4年度	194,737	3,977	1,244	1,413	1,320	80,345	17,256	63,089	109,483	932
差	△4,854	△325	-	-	-	△1,914	-	-	△2,671	56

3 平均年金額

(単位:万円)

	平均年金額	傷病(補償)年金				障害(補償)年金			遺族(補償)年金	特別遺族年金(石綿)
		計	じん肺	せき損	その他	計	1-3級	4-7級		
5年度	188	573	454	541	714	170	260	146	190	264
4年度	186	558	443	538	694	169	258	145	188	251
差	2	15	-	-	-	2	-	-	2	12

責任準備金変動の要因分解について

	平均年金額	年金受給者数	運用利回り	賃金上昇率	責任準備金
令和4年度末	傷病558万円 障害169万円 遺族188万円	傷病3,977人 障害80,345人 遺族109,483人	1.00%	1.5%	7兆7,541億円
令和5年度末	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	従前	従前	従前	7兆8,345億円
	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	傷病3,652人 障害78,431人 遺族106,812人	従前	従前	7兆6,069億円
	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	傷病3,652人 障害78,431人 遺族106,812人	1.12%	従前	7兆4,651億円
	傷病573万円 障害170万円 遺族190万円	傷病3,652人 障害78,431人 遺族106,812人	1.12%	1.7%	7兆7,167億円

責任準備金の増減
要因の内訳

平均年金額の変化
+804億円

年金受給者数の変化
▲2,276億円

運用利回りの変化
▲1,418億円

賃金上昇率の変化
+2,516億円

合計 ▲373億円

対前年度 ▲0.5% (=令和5年度末7兆7,167億円/令和4年度末7兆7,541億円)のうち、

- ・ 平均年金額の増加の影響が+1.0%程度
- ・ 年金受給者数の減少の影響が▲2.9%程度
- ・ 運用利回りの増加の影響が▲1.8%程度
- ・ 賃金上昇率の増加の影響が+3.2%程度

責任準備金の算定方法について

責任準備金の算定

責任準備金（将来にわたって年金を支給するために必要な積立金）の額は、次のように算定。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表（年金の受給を開始した人々が経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表）を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計
- (2) 1人当たりの平均年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの平均年金支給額を推計
- (3) (1)の人数と(2)を掛けることにより、次年度以降の各年度についての年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計
- (5) 7つの区分ごとに(1)～(4)の計算を行い、合計した金額に、現在の傷病（補償）等・障害（補償）等年金受給者が将来死亡し、遺族（補償）等年金に移行した場合の遺族（補償）等年金分を足し上げる。

※7つの区分とは、①傷病（補償）等年金・じん肺、②傷病（補償）等年金・せき損、③傷病（補償）等年金・その他、④障害（補償）等年金1～3級、⑤障害（補償）等年金4～7級、⑥遺族（補償）等年金、⑦特別遺族年金（石綿）

(参考)残存表

責任準備金の算定に用いる残存表は次のように作成。

- (1) 障害・傷病年金については、年金受給者の年金記録データを基に、年金を支給する事由が生じた日から起算して受給権を失うまでの残存実績を算出することで、残存表を作成。
- (2) 遺族年金については、年金を支給する事由が生じた日から起算して、受給権者が
 - ① 2020年完全生命表（女性）に従って死亡するまでの期間
 - ② 子や孫の場合、2020年完全生命表（女性）に従って死亡するまでの期間及び18歳到達にて失権するまでの期間を算出すること等で、残存表を作成している。

1. 賃金上昇率の設定について

令和5年度末の責任準備金の算定では、賃金上昇率を1.7%と設定している。

⇒ これにより、n年後の平均年金額は、現時点の 1.017^n 倍となる。

○賃金上昇率設定の根拠

(1) 昨今の情勢より、

- ①統計による賃金上昇率が拡大していること
- ②内閣府の中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）の公表系列に新たに追加された賃金上昇率の見込み等を踏まえて、昨年度に採用していた賃金上昇率 1.5% を 1.7% と設定。

(2) 令和5年1月の労災保険財政懇談会において、

- ① 将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今の情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。
- ② 責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。
- ③ しばらくは運用利回りより賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる。
- ④ 責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しずつ実態に合わせていくということが良い。という意見があったこと。

また、令和5年10月の労災保険財政懇談会において、

- ① 賃金上昇率の予測については、中長期試算による経済見通しなどを参考に設定する方針は良い。
- ② 今後も、中長期試算や毎月勤労統計等の指標を注視すること。
という意見があったこと。

年金スライド率について

1. 主旨

- ・ 労災保険年金は、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付。
- ・ しかし、年金の給付は長期にわたるため、被災時の給付基礎日額に基づく給付額のままでは、必ずしも現実の稼得能力を反映したものにならない。
- ・ そのため、被災時の給付基礎日額に、労働者の平均給与額の変動に基づく「スライド率」を乗じることにより、年金給付の実質的価値を給付時の賃金水準に合わせている。

2. 算定方法

$$\text{令和6年8月以降の年金スライド率} = \frac{\text{令和5年度の平均給与額}}{\text{被災年度の平均給与額}}$$

- ・ スライド率は、毎年度8月～翌7月に給付する分ごとに改定。被災時期が異なれば、適用されるスライド率も異なる。
- ・ 平均給与額は毎月勤労統計のきまって支給する給与から算出
- ・ 被災時の翌々年度からスライド率に基づき改定
(令和6年8月以降のスライド率については昭和22年度(制度発足)～令和4年度に被災したものについて適用)

3. 年金スライド改定率の推移

年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
(%)	-0.04	0.51	0.47	0.21	0.58	0.52	0.07	-0.81	0.83	1.31	1.76

※ 前年度に適用されていた年金スライド率から当年度に適用となる年金スライド率への改定率(前年度からの伸び率)

賃金上昇率に関する参考資料(1)

毎月勤労統計のきまって支給する給与(対前年度比) ～調査産業計、事業所規模5人以上～



賃金上昇率に関する参考資料(2)

○労災年金スライド改定率の推移 及び きまって支給する給与の推移(調査産業計、事業所規模5人以上)

年度	年金スライド改定率(%)	きまって支給する給与(円)	前年度比(%)	(参考)消費者物価指数(総合)前年度比(%)
平成26年度	-0.04%	262,325円	0.0%	2.9%
平成27年度	0.51%	260,800円	0.4%	0.2%
平成28年度	0.47%	261,345円	0.2%	-0.1%
平成29年度	0.21%	262,873円	0.6%	0.7%
平成30年度	0.58%	264,241円	0.5%	0.7%
令和元年度	0.52%	264,423 円	0.1%	0.5%
令和2年度	0.07%	262,286 円	-0.8%	-0.2%
令和3年度	-0.81%	264,471円	0.8%	0.1%
令和4年度	0.83%	267,938円	1.3%	3.2%
令和5年度	1.31%	272,608円	1.2%	3.0%
令和6年度	1.76%	—	—	—

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計」、総務省「消費者物価指数」

※年金スライド改定率は、表章した年度の8月以降に適用される。
当該改定率は、前々年度から前年度にかけてのきまって支給する給与の増減に基づき計算されるため、左表の改定率と前年度比との間では1年のずれが発生している。

年月	きまって支給する給与(円)	前年同月比(%)	(参考)消費者物価指数(総合)前年同月比(%)
令和5年6月	271,968円	1.4%	3.3%
令和5年7月	271,540円	1.3%	3.3%
令和5年8月	269,215円	1.2%	3.2%
令和5年9月	270,192円	0.9%	3.0%
令和5年10月	271,955円	1.2%	3.3%
令和5年11月	271,785円	1.0%	2.8%
令和5年12月	271,904円	1.2%	2.6%
令和6年1月	274,770円	1.1%	2.2%
令和6年2月	276,230円	1.5%	2.8%
令和6年3月	279,231円	1.5%	2.7%
令和6年4月	283,316円	1.6%	2.5%
令和6年5月	281,665円	2.0%	2.8%
令和6年6月	283,880円	2.1%	2.8%

※ きまって支給する給与の令和5年度前年度比(%)及び令和6年1月以降の前年同月比(%)は、母集団労働者数更新の影響を取り除いた伸び率を表章している。

経済状況の見込みに関する参考資料

○中長期の経済財政に関する試算(令和6年7月29日 経済財政諮問会議提出)より抜粋

各シナリオの主要な前提

	T F P上昇率 (2023年度 0.7%)	労働参加率 ⁹ (2023年度 62.9%)
過去投影	近年の動向を踏まえ、直近の景気循環 ⁹ の平均0.5%程度で推移	女性と高齢者を中心に一定程度上昇 (2033年度 64.8%)
成長移行	過去40年 ¹⁰ の平均1.1%程度に到達	女性と高齢者を中心に過去投影ケースよりも上昇 (2033年度 65.8%)
高成長実現	日本経済がデフレ状況に入る前の期間 ¹¹ の平均1.4%程度に到達	同上

図6：消費者物価上昇率

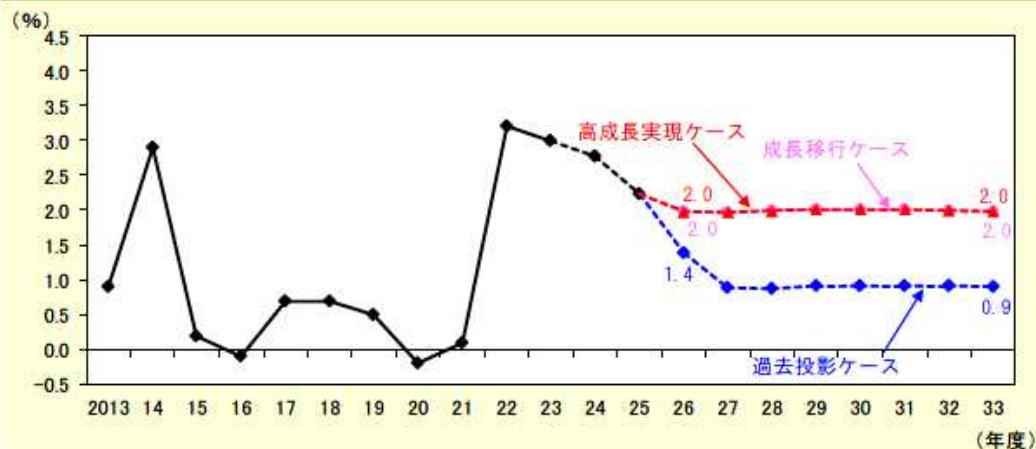


図5：賃金上昇率

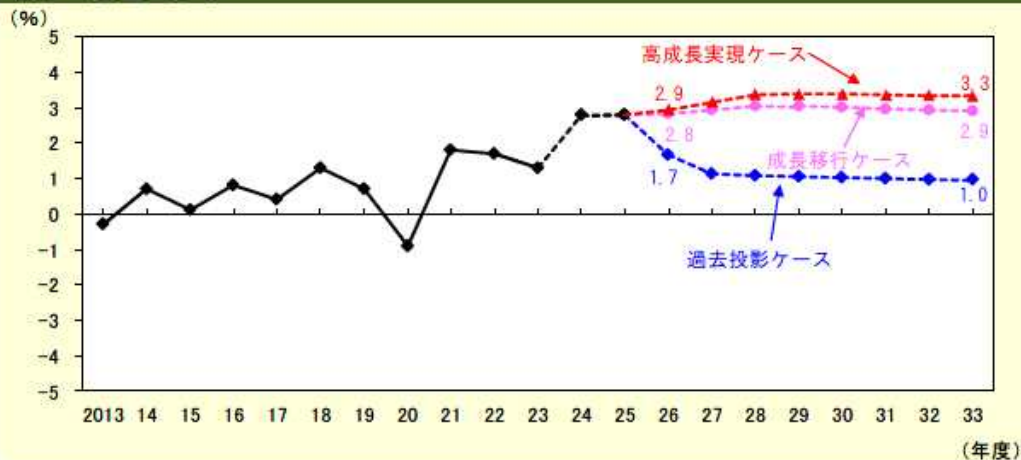
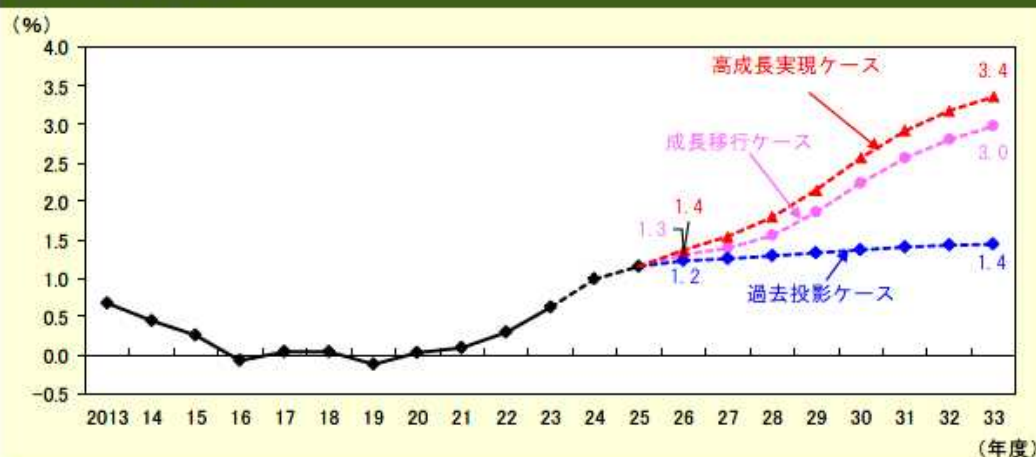


図7：名目長期金利



2. 運用利回りの設定について

令和5年度末の責任準備金の算定では、運用利回りを1.12%と設定している。

⇒ これにより、 n 年後の1年間に支払う年金額を現在価値に換算すると、 $\frac{1}{1.0112^{n-1}}$ 倍となる。

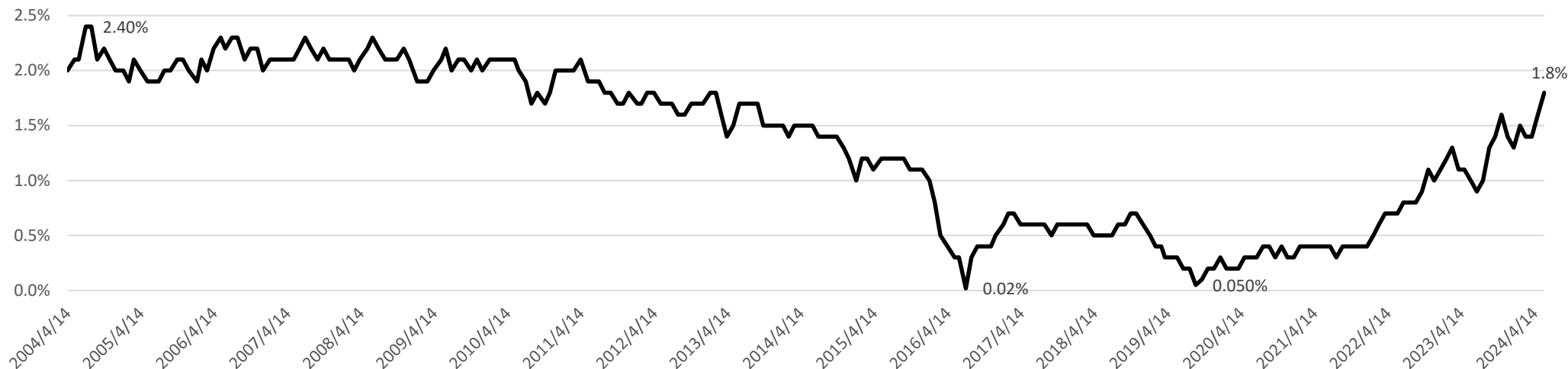
○運用利回りの設定の根拠

一般的に予定運用利回りは、過去の運用実績やポートフォリオを考慮して設定する（いわゆる期待収益率）。労災保険の場合、積立金の全額を財政融資資金に預託することとされており、毎年度4,000億円前後を18～20年単位で預託していることから、期待収益率は、①既に預託している預託債権から得られる利子収入、②償還期限が到来する債権を再預託する際の期間及び金利水準、に基づき算定できること。

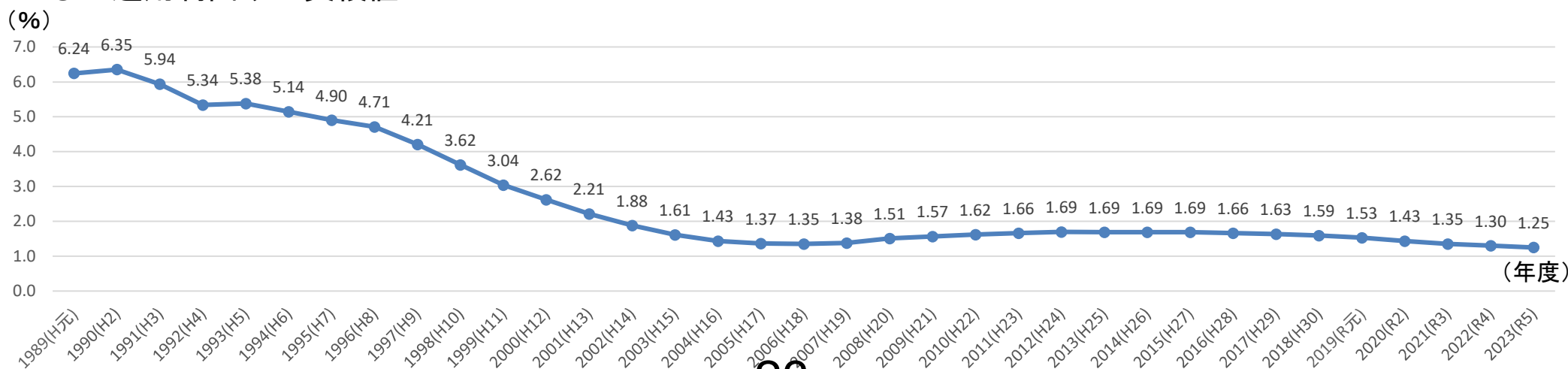
⇒ 今後の預託金利について、現下の預託金利水準が維持されると仮定し、今後6年間（労災保険率改定を含めた2回分の期間に相当）の利子収入を計算すると、年平均で1.12% 台の運用利回りとなることから昨年度に採用していた運用利回り 1.00% を1.12% と設定

積立金運用利回りに関する参考資料

○ 預託金利の推移 注 預託金利の利率は、約定期間20年以上21年未満を表章している



○ 運用利回りの実績値



労災保険財政懇談会の概要（論点と主な意見）※令和5年10月13日開催

- 賃金上昇率の予測については、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（以下「中長期試算」という。）による経済見通しなどを参考に設定する方針は良いと考える。今後も、中長期試算や毎月勤労統計等の指標を注視すること。
- 運用利回りについては、短期的に賃金上昇率が運用利回りを上回る状況は想定されるところであり現時点で問題はないが、このような状況が長期的に続くことになるのであれば、預託金利の先行きについて、現下の預託金利が維持されると仮定するのではなく、中長期試算等による予測を考慮して見込む方法も検討してはどうか。
- 積立金は概ね 20 年単位で預託していることを踏まえて、運用利回りの設定に際して参照する指標として、預託金利の推移を示すだけでなく、実際の平均運用利回りの算出根拠も示したらどうか。
- 「労災保険率の設定に関する基本方針」の改定については、制度変更に伴う改定部分の方向性に問題はない。

関係法令

積立金関係**○労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五十号）**

第三十条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

○特別会計に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十三号）（抄）

（積立金及び資金の預託）

第十二条 各特別会計の積立金及び資金は、財政融資資金に預託して運用することができる。

（積立金）

第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定の積立金から補足するものとする。

（中略）

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

○財政融資資金法（昭和二十六年三月三十一日法律第百号）

（財政融資資金への預託の義務）

第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金（財政投融資特別会計の財政融資資金勘定並びに年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。）は、すべて財政融資資金に預託しなければならない。

年金スライド関係

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五十号）（抄）

第八条の三 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「年金給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

- 一 算定事由発生日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度の七月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第八条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。
- 二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第八条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六第二項において同じ。）を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

○労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年九月一日労働省令第二十二号）（抄）

（年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定）

第九条の五 法第八条の三第一項第二号（法第八条の四において準用する場合を含む。次項において同じ。）の平均給与額は、平均定期給与額の四月分から翌年三月分までの各月分の合計額によるものとする。ただし、毎月勤労統計の標本の抽出替えが行われたことにより当該各月分の合計額によることが適当でないと認められる場合には、当該各月について、常用労働者（毎月勤労統計における常用労働者をいう。以下この項において同じ。）を常時五人以上雇用する事業所（毎月勤労統計における事業所をいう。）に雇用される常用労働者に係る当該抽出替えが行われた月の当該抽出替えが行われた後の平均定期給与額に当該抽出替えが行われた後の賃金指数（毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の賃金指数をいう。以下この項において同じ。）を当該抽出替えが行われた月の当該抽出替えが行われた後の賃金指数で除して得た数を乗じて得た額の合計額によるものとする。

- 2 毎月勤労統計の調査の範囲、対象等の変更が行われたことにより前項の規

定により算定した平均給与額によることが適当でないと認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、当該変更が行われた月の属する年度の法第八条の三第一項第二号の平均給与額は当該変更が行われた月以後の十二月分の平均定期給与額の合計額（当該合計額により難い場合には、十二を下回る厚生労働大臣が定める数の月分の平均定期給与額の合計額。以下この項において同じ。）を当該変更が行われなかつたものとした場合に得られる当該十二月分の平均定期給与額の合計額で除して得た率（以下この項において「補正率」という。）を当該変更が行われた月より前の各月の月分の平均定期給与額に乗じて得た額を当該変更が行われた月より前の各月の月分の平均定期給与額とみなして前項本文の規定を適用したときに得られる同項本文の合計額によるものとし、当該変更が行われた月の属する年度より前の年度の同号の平均給与額は同項の規定により算定した平均給与額（同号の平均給与額がこの項の規定により算定した額によるものとされた場合にあっては、当該算定した額）に補正率を乗じて得た額によるものとする。

労災保険率関係

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第三十条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄） （労働保険料）

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料

- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料
- 五 特例納付保険料

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)
(一般保険料の額)

第十一条 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

- 2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。
- 3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)
(一般保険料に係る保険料率)

第十二条 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率(第五項(第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。))とを加えた率
 - 二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
 - 三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率
- 2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受ける全ての事業の過去三年間の業務災害(労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。)、複数業務要因災害(同項第二号の複数業務要因災害をいう。以下同じ。))及び通勤災害(同項第三号の通勤災害をいう。以下同じ。))に係る災害率並びに二次健康診断等給付(同項第四号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。))に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号）（抄）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去三年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号の業務災害（以下「業務災害」という。）、同項第二号の複数業務要因災害（以下「複数業務要因災害」という。）及び同項第三号の通勤災害（以下「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去三年間の同項第四号の二次健康診断等給付（以下「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立している全ての事業の過去三年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）（抄）

（労災保険率等）

第十六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第一のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は千分の四十二とし、別表第一に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、厚生労働大臣が別に定めて告示する。

労災保険財政懇談会開催要綱

1. 趣旨・目的

労災保険制度は、昭和 22 年に創設され、令和 4 年度末現在では、適用事業場数は約 297 万事業場、適用労働者数は約 6,100 万人となっており、短期給付として新規に年間約 78 万人に療養補償、休業補償等を、長期給付として約 19 万人に労災年金を給付している。財政状況は、令和 5 年度において、保険料収入約 9,100 億円を含む収入全体が約 1 兆 2,000 億円、保険給付等約 8,100 億円を含む支出全体も同様に約 1 兆 2,000 億円となっており、また、年金受給者の将来給付原資として積立金を約 7 兆 8,000 億円保有し、毎年度責任準備金を算定した上で積立金の評価を行っている。

責任準備金については、令和 3 年 12 月の行政改革推進会議において、「責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。」と指摘されたところである。

このため、労災保険財政を取り巻く経済情勢等の動向を踏まえつつ、賃金上昇率や予定運用利回りの設定を含む責任準備金の算定方法や労災保険財政に係る課題等を検証するため、社会保障、保険数理等の外部有識者から専門的知見に基づく意見を聴取し、検討に資することとするものである。

2. 主な論点

- (1) 責任準備金の算定方法
 - ・賃金上昇率の設定
 - ・予定運用利回りの設定
 - ・年金給付単価の設定
 - ・将来の残存状況の設定 等
- (2) その他労災保険財政に係る課題

3. 懇談会の運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が趣旨・目的に適した外部有識者の出席を求めて開催する。
- (2) 本懇談会の内容は、その議事概要を労災保険部会に報告する。
- (3) 本懇談会の議事については、原則として公開とする。

4. 外部有識者

- | | |
|--------|------------------|
| ・小野 正昭 | 年金数理人 |
| ・加藤 久和 | 明治大学副学長、政治経済学部教授 |
| ・島村 暁代 | 立教大学法学部教授 |
| ・堀田 一吉 | 慶應義塾大学商学部教授 |

以上